

デジタル庁行政文書管理規則の一部改正案について（概要）

令和 7 年 6 月
内閣府公文書管理課

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第 3 項に基づき、デジタル庁行政文書管理規則の変更について協議があったため、同法第 29 条第 2 号に基づき、諮問するもの。

【改正の概要】

デジタル庁組織令改正により、官房業務を担う総括審議官が置かれることを踏まえ、より一層実効性のある文書管理体制にするべく、総括文書管理者の指定を統括官から総括審議官に変更する（令和 7 年 7 月 1 日施行）。

【参考】公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号） 抄

（行政文書管理規則）

第 10 条 行政機関の長は、行政文書の管理が第 4 条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 （略）

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 （略）

（委員会への諮問）

第 29 条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第 10 条第 3 項、第 25 条又は第 27 条第 3 項の規定による同意をしようとするとき。

三 （略）

府 公 第 108 号
令和 7 年 6 月 23 日

公文書管理委員会
委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 石破 茂

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、デジタル庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について、別紙のとおり諮問します。